

令和6年度

第2回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和6年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時 令和6年11月27日（水）
午後1時30分から
会 場 東41会議室

1 開 会

2 会議事項

(1) 報告事項

ア 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について（報告） 資料1

イ 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正（予定）

資料2、別紙

ウ 松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正（予定） 資料3

(2) 協議事項

ア 総合相談事業の一部委託について 資料4－1, 2

イ 地域包括支援センターにおける職員配置について 資料5

3 閉 会

1 開会 事務局 午後1時30分 開会を宣言
(委員11名中10名出席)

2 会議事項

(1) 報告事項

ア 居宅介護支援事業者の介護予防支援の指定状況について（報告）

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料1に基づき説明

議長 意見・質問等あるか。

委員 申請があった事業所が少ないようだが、なぜ申請がない事業所があるのか。一斉に同じ方向に進まないと、地区によって理解が難しいのではないか。

議長 申請のない事業所があってもよいのか、その妥当性についての質問だがいかがか。

事務局 各事業所の判断により、指定の申請をされており、市としての方向性を示して取り組んでいるわけではないため、このような状況となっている。

議長 個々の申請の状況について、補足説明を求める。

事務局 現在、予防の指定を行っている事業所は、これまで地域包括支援センターがプラン作成を委託していた事業所である。申請した事業所だけを指定すればよいのか、全ての事業所が同じ方向を向いていかなくて良いのかというところは、ご指摘のとおりだが、本指定が令和6年4月に開始されたばかりであり、各事業者の考え方や人員体制等、条件が様々異なるなかで、一斉に全事業者に対して予防の指定を行うわけにはいかない現状があるため、現時点では、経験のある事業者から申請があったというご報告となる。今後については、居宅介護支援事業所の指定について、本運営協議会にも報告を行い、意見を伺うなかで、保険者として指定していく。

議長 今後、継続的に報告を受けるものとする。本件については、報告を受けたとする。

イ 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る条例の一部改正（予定）

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料2に基づき説明

議長 意見・質問等はあるか。

(特に意見なし。)

報告を受けたとする。

ウ 松本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正（予定）

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料3に基づき説明

議長 意見・質問等あるか。

(特に意見なし。)

報告を受けたとする。

(2) 協議事項

ア 総合相談事業の一部委託について

議長 事務局から説明願う。

事務局 資料4-1、4-2に基づき説明

議長 意見・質問等あるか。

委員 当面実施しないことについて賛成。令和7年度の関係課との協議を経て令和8年度の運営協議

会でより良い方向性を協議するということで承知した。

委員 賛成だが、今後協議を続けていくことが重要だと考える。要介護の方よりも、予防の方が方が、複雑な事情を抱えており、難しい課題の方が多く感じる。そういった方のことを現在、事業所から地域包括支援センターに相談しているが、仮に他に相談窓口が増えても、最終的には地域包括支援センターへ相談が集まると予想される。これは地域包括支援センターだけの問題ではなく、市や事業所など社会的な問題であり、必要があれば国へも提言していかなくてはならない。地域包括支援センターや実際の事業所の声を聞きながら協議を続けていただきたい。

議長 総合相談事業の一部委託の問題というだけではなく、それらも含めた地域包括センターの今後の課題として今後共通して出てくる問題と感じる。

委員 総合相談事業を外部に一部委託するよりも、行政の関係の中でスピーディーに解決できる体制づくりを目指すのが良い。

委員 他の支援機関につなげられないということだが、市役所内の理解が足りないことが原因と考えられるので、市役所内の理解を得る方策を考えていただきたい。

議長 市役所内の関係課との連携については、最も困難な課題のように感じるが、いかがか。

事務局 市役所各課が、それぞれの法律等に則って事務を行うなかで、制度の狭間ができてしまっているのが現状の課題であると考えている。制度の狭間の方に対しても、各課が対応範囲を広げていくことで、相談等へ対応していかなくてはならないと考えているが、まずは地域包括支援センターと他部署との相互理解を深め、互いに連携を取りながら、制度の狭間の相談者へも対応できるよう取り組んでいく。

事務局 健康福祉部福祉政策課において、重層的支援体制整備事業を行っており、現在は健康福祉部の中で主に動いているが、今後、市役所内では、こども部、住民自治局など、高齢者や健康、福祉以外の分野との連携が必要という認識となっており、部局横断的な体制を整備している。この体制の中で、課題に向けた解決策を探っていく。

委員 相談の数に問題があるのか、質に問題があるのか、という点と、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化を行うことで住民への対応に影響があるかどうかについて、聞きたい。

事務局 相談の数という面では、令和5年度は年間3万件の相談があり、令和6年度も中間の取りまとめ件数から考えると3万件を超える相談件数となる。令和4年度はおよそ2万8,000件程度だったため、相談件数は増加している。また相談の質についても、複雑な事情を抱えるものや単純に解決しない相談が増えてきていることを、地域包括支援センターの職員から聞き取っている。ただし、相談がなされるということは、地域包括支援センターが市民の方に相談機関として認識されており、活用されていると言えることや、地域包括支援センターの職員としても、相談対応は地域包括支援センターの使命であるとの言葉もいただいているため、良いことととらえている。問題は、相談課題が解決せずずっと継続してしまうことだと考えているため、令和7年度から連携体制の構築に取り組んでいく。また配置の柔軟化に関しては、複数の地域包括支援センター間で連携協力し、住民への対応に問題がないよう対応することとなっており、実際に柔軟化の要望があれば、本運営協議会にお諮りし、ご意見を伺う。

委員 相談の件、配置の柔軟化の件ともに承知した。

議長 相談件数が適正かどうかの判断は困難である。また地域包括支援センターの運営を委託するという形をとっている中で、受託法人の影響を受けているとは思いたくないが、地域包括支援センターが12ある中で、例えば極端にこの地域包括支援センターだけ相談件数が少ない等の傾向があるのかがこれまでも見えてきていない部分である。また市民・相談者の声が拾いにくい構造であると感じており、今後を考えるにあたり、一般の市民の方の意見等を聴取しながら、適正な運用等について議論する必要があるように思う。

(他に意見なし 承認)

イ 地域包括支援センターにおける職員配置について

議長 事務局から資料5の1について説明を願う。

事務局 資料5に基づき1について説明

議長 意見・質問等はあるか。

委員 資料5の1（2）対象のイはどのような方を想定しているのか。

事務局 病気治療のための短時間勤務制度利用者を想定している。

委員 この制度はぜひ行ってほしいが、現場を維持することを考えた場合の対応についてはどのように考えているか。

事務局 現在、育児休業等により長期に欠員となる場合には、委託先法人で人員補充の対応をしている。今回の取扱いの変更は、育児休業等から復職する職員を対象とするものであり、その不足分について市での補填は考えていない。

議長 委託先法人との調整の中でやっていくということである。

（他に意見等なし 承認）

資料5の2について、事務局より説明を願う。

事務局 資料5に基づき2について説明

議長 意見・質問等はあるか。

委員 これまで常勤専従の職員配置の中で、急病等により地域包括支援センターの運営が厳しくなったことがあるかについて聞きたい。常勤換算方法の対象は3職種のうち1職種とするが、不測の事態の場合には、事前相談可能、というような例外規定があると柔軟な対応が可能なのではないか。

事務局 これまでに人材配置が困難だった事例については、基本的には各委託先法人に努力いただき、ほとんど欠けることなく運営してきているが、人材確保が困難であるということは再三伺っている。人材確保の困難さは承知しているが、相談の質の確保の観点から、現状では案のとおりとさせていただきます。

委員 確認だが、例えば地域包括支援センターで週2回勤務可能な主任介護支援専門員がいた場合に、その職員が全く別の居宅介護支援事業所で主任介護支援専門員として勤務していた場合、両方で勤務することが可能なのか。個人情報観点や地域包括支援センターの運営の中立・公平性の観点から心配があるように思う。

事務局 兼務はできないこととなっているが、他の事業所との兼業が可能かどうか明確な回答ができない。ただし、今回の常勤換算方法による職員配置では、短時間しか働けない専門職の方を雇用することを想定しており、すでに事業所に勤務している方の配置を想定していない。

委員 常勤換算方法による職員配置を行う期間はどの程度を考えているか。またその他市が認める内容とは具体的に何か。

事務局 原則として、まずは常勤を配置いただくことをお願いしているため、具体的な期間はないが、常勤が配置できるところまでを想定している。またその他市が認める内容については、現在具体的な事項はない。

議長 他に意見等ないか。

（意見等なし 承認）

以上で、本日の会議事項は、すべて終了した。

3 閉会 事務局 午後2時57分 閉会を宣言